

迎陽記諸本の研究

迎陽記(こうようき)は、南北朝時代から室町時代前期にかけて活動した紀伝道の儒者、東坊城秀長の日記である。足利義満の治世を伝える重要な日記にもかかわらず、一部の記事が大日本史料に収録されただけで、未刊のまま放置されている。この日記を公刊するべく、記主の伝記、残存記事一覽、諸本の書誌、本文批判など、基礎的な事柄について解説する。なお、秀長にはさまざまな機会に執筆した文章を収めた迎陽文集があり、日記とともに伝来してきたので、これもあわせて解説する。

一 秀長の伝記と係累

まず、記主秀長の経歴を年譜風に摘記する(1)。公卿補任の不備のため前半生の官歴には不明な点が多い。

曆応元年(一三三八)一歳 生。
康永三年(一三四四)七歳 正月二十四日任但馬少掾。
貞和五年(一三四九)一二歳 正月七日叙従五位下。二月十五日任式部権少輔。
応安四年(一三七二)三四歳 三月三日聴昇殿。
康暦二年(一三八〇)四三歳 二月二〇日侍読。
永徳二年(一三八二)四五歳 五月二日侍読。
永徳三年(一三八三)四六歳 正月七日任右大弁叙従三位。一二月二〇日辞弁。
康応元年(一三八九)五二歳 正月二六日叙正三位。
明德元年(一三九〇)五三歳 一二月二四日任参議。
明德三年(一三九二)五五歳 六月一五日喪父。
明德四年(一三九三)五六歳 正月五日叙従二位。
応永元年(一三九四)五七歳 三月二一日兼式部大輔。
応永二年(一三九五)五八歳 三月二九日兼備後權守。
応永八年(一四〇一)六四歳 三月二四日兼因幡權守。
応永九年(一四〇二)六五歳 正月六日叙正二位。
応永一四年(一四〇七)七〇歳 三月五日辞参議。
応永一八年(一四一一)七四歳 八月六日薨。法名は宗観(和長卿記)。

秀長の生まれた東坊城家は、菅原為長の四男高長に出る五条家の、さらに傍流で

あつたが、大内記・少納言・文章博士・大学頭などの官を歴任し、菅家一流極官である参議正二位に昇つてゐる。諸人の求めに応じて盛んに文章を執筆し儒書を講ずるなど、この時代の儒者としては最も顕著に活動した人物である。五山僧との交流も多少は見られ、当代の学問とも一定の係わりを有した。

また秀長は若い頃に六位藏人を経て立身している。これは父長綱が後醍醐天皇の藏人となつたことに始まるようで、以後子孫も同様に禁中の行事に携はることを例とした。このため北朝天皇からは厚遇され、家門興隆の因となつた。さらに長綱から二条撰関家にも仕え、とくに秀長は撰政良基の信任篤く、その文雅の催しには必ず列なつた。

以上のような記主の立場を反映して、迎陽記は学藝の記事のほかにも、朝廷の諸行事について他書に見られぬ記事がある。さらに二条良基の行動にも詳しい。晩年は足利義満が朝廷に進出し、権力を掌握していった時期に相当していることから、政治の機密に係わる記事も散見する。

日記に登場する主な家族係累には、次のような人々がいる。

長綱 父。茂長男。藏人・少納言・大学頭・文章博士・式部大輔・兵部卿等を経て参議大藏卿正二位に至る。明德三年六月十五日薨、八十歳。

富長 弟。尊卑分脈に「左衛門佐正四下大内記出家」とある。日記の康暦元・二年にのみ見える。

言長 弟。少納言・大学頭・文章博士。康暦の頃は内記。応永五年二月少納言在任(吉田家日次記)。この子孫を西坊城と号す。

長遠 長男。藏人・文章博士・大学頭・右大弁を経て正二位参議大藏卿に至る。康暦の頃は六位藏人。応永二十九年七月十九日薨、五十八歳。

長頼 二男。従五位上大内記。応永十五年七月七日に早世した(教言卿記)。

茂子 女。勾当内侍。応永八年に見える「新内侍」。後小松院に長く仕え、別当局・宰相典侍とも称し、康正元年(一四五五)十月二十日に七十九歳で落飾し、従三位に叙された(師郷記)。

長政 甥。言長の男。後小松院の六位藏人で近臣となる。大学頭・大内記・少納言・文章博士を経て正二位参議。享徳二年五月二十九日七十一歳で没し、贈大納言(師郷記享徳二年六月十二日条)。

長嗣 忠長男。為長二男公良の裔。参議正二位。至徳三年五月二十日薨。言長母は長嗣女(吉田家日次記永徳三年六月二十五日条)。

淳嗣 長嗣男。少納言・式部少輔・大学頭・正四位下。至徳元年五月八日没(常案記)。

長方 淳嗣男。実は淳嗣兄豊長男。義満の家司で北山に居住する。少納言、のち正三位。応永二十九年三月十一日薨、六十歳。

このほか尊卑分脈には妹として関白師嗣公妾、女として摂政兼良公母を載せる。妻妾については記録がない。

その正邸は正親町万里小路北西角に在った(康富記文安元年三月二十七日条)。既に長綱が住んだようで、日記にも「正親町殿」として見える。

二 記事の一覧

まず、迎陽記の現存する記事を編年順に一覧する。便宜、記事のまとまり毎に略称を付し、「**【**」に入れた。迎陽記ではないものは最後にまとめて掲げた。現存記事は康安元年(一三六一)二月から応永十七年(一四一〇)五月に及ぶ。

- 康安元年(一三六一)二月 改元記【K3】
- 貞治元年(一三六二)九月 改元記【K4】
- 貞治三年(一三六四)正月一日 逸文【I641】
- 貞治三年(一三六四)二月三月 詩御会記【I642】
- 貞治三年(一三六四)七月九月 光厳院崩御記【I647】
- 応安元年(一三六八)二月 改元記【K5】
- 応安四年(一三七二)三月 後光厳院讓位記【I713】
- 永和元年(一三七五)二月 改元記【K6】
- 永和三年(一三七七)正月一日 逸文【I771】
- 永和三年(一三七七)二月二十七日三月三日 詩御会記【I773】
- 永和四年(一三七八)五月二十五・三十日・六月一日 逸文【I785】
- 康暦元年(一三七九)正月三、十、十二月 日次記【H1】
- 康暦元年(一三七九)三月 改元記【K7】
- 康暦二年(一三八〇)正月二月 法華懺法講記【I801】
- 康暦二年(一三八〇)四月八月 日次記【H2】
- 永徳二年(一三八二)四月 逸文【I824】
- 至徳元年(一三八四)二月 改元記【K8】
- 嘉慶元年(一三八七)八月 改元記【K9】
- 康応元年(一三八九)二月 改元記【K10】

- 明徳元年(一三九〇)三月 改元記【K11】
- 明徳三年(一三九二)八月 相国寺供養記【I928】
- 応永元年(一三九四)七月 改元記【K12】
- 応永二年(一三九五)三月二十九日 蹴鞠御会記【I953】
- 応永二年(一三九五)九月 逸文【I959】
- 応永三年(一三九六)九月十七日 足利義満延暦寺登山記【I969】
- 応永五年(一三九八)正三、七、十二月 日次記【H3】
- 応永六年(一三九九)四月九月 日次記【H4】
- 応永八年(一四〇一)正月三月 日次記【H5】
- 応永八年(一四〇一)七月九月 日次記【H6】
- 応永十四年(一四〇七)三月 北山院入内記【I105095073】
- 応永十六年(一四〇九)五月 法華懺法講記【I105095073】
- 応永十七年(一四一〇)五月 法華懺法講記【I105095073】
- 年号勘文 久寿―建久【K1】
- 年号勘文 正治―仁治【K2】
- 文集 願文 加賀入道五句兼豊入道十三回【B1】
- 文集 願文 奉為後光厳院周忌兼豊宿禰七回【B2】
- 文集 願文 佐々木判官入道崇永三回同人十三回【B3】
- 文集 願文 日野一品五句同十三回【B4】
- 文集 願文 大炊御門内府室一回二条黄門七回【B5】
- 文集 願文 一条大納言入道一周忌・義満五句【B6】
- 文集 願文 足利義満百日・同一周忌【B7】
- 泰山府君都状 享徳―寛正【T】

三 諸本の一覧

『国書総目録』などによれば、迎陽記写本として、大小七十余部が掲載されている。但し、これは本来別の著作である迎陽文集もあわせた数である。両者の関係は後述するとして、まず調査した伝本を一覧したい。

- 所蔵者・整理番号・冊数・書写年代、そして収録される記事を示した。
- お茶の水図書館成篋堂文庫(一五一〇三八二)一冊、江戸中期写、H12【成1①】
- 同(一五一〇三八二)一冊、江戸中期写、H34【成1②】

- 同(一五二〇三八二)一冊、江戸前期写、H 5【成1③】
- 同(一五二〇三八二)一冊、江戸中期写、K 8 9【成1④】
- 同(一五二〇三八二)一冊、江戸前期写、I【成1⑤】
- 同(一五二〇三八二)一冊、明治六年写、I【成1⑥】
- 同(一五二〇三八二)一冊、江戸後期写、I【成1⑦】
- 同(一五二〇三八二)一冊、江戸前期写、I 073 928 714 641【成1⑧】
- 同(一五二〇三八四)三冊、江戸中期写、K 2 7、10、11【成2】*中御門資熙筆
- 同(一五二〇三八五)一冊、江戸前期写、K 1【成3①】
- 同(一五二〇三八五)一冊、江戸中期写、K 12【成3②】
- 同(一五二〇三八六)一冊、江戸中期写、H 5【成4①】*明和二年東坊城綱忠識語
- 同(一五二〇三八六)一冊、江戸後期写、I 647【成4②】
- 同(一五二〇三八七)二冊、江戸中期写、B 2 5【成5】
- 同(一五二〇三八八)五冊、江戸前期写、K 1、3 12【成6①】
- 同(一五二〇三八八)六冊、江戸前期写、B 2 7【成6②】
- 同(一五二〇四〇七)一冊、明治七年写、H 5【成7】
- 学習院大学附属図書館(二九二一一三)三冊、江戸後期写、K 1 12
- 京都大学総合博物館(勸修寺家文書二七五、六)二冊、江戸中期写、H 1 2、K 8 9【勸1】
- 同(勸修寺家文書二八三)一冊、江戸中期写、I 073【勸2】*登録書名「北山院御入内秀長記」
- 同(勸修寺家文書七六五)一冊、江戸中期写、B【勸3】*登録書名「改元(迎陽記抄)」
- 京都大学附属図書館(菊・エ・九)一冊、室町前期写、H 1 2【菊1】*登録書名「永和日次之記」、中山定親筆
- 同(菊・ケ・六)三冊、江戸前期写、H 3 4 6、I 647、I 073【菊2】
- 同(菊・ケ・七)八冊、江戸前期写、K 8 12、I 7、B 5 7【菊3】
- 同(平松三・オ・九)一冊、江戸前期写、I 713【平1】
- 同(平松三・カ・一二)一冊、江戸前期写、H 3 4 6【平2】*登録書名「菅宰相秀長記」
- 同(平松四・ケ・二)一三冊、江戸前期写、K 1 12、B 1 7【平3】
- 同(平松四・ケ・三)一冊、江戸前期写、I 647【平4】

- 宮内庁書陵部(二一七―四〇八)三冊、江戸中期写、I 647 713、H 3 4 5 6【藤波】
- 同(二五五―四三)一三冊、江戸中期写、K 1 12、B 1 7【信古】*印記「信古堂藏書」
- 同(二五六―三六)一冊、明治四十二年写、I 647
- 同(二五九―一三三)二冊、天保十五年写、H 5、I 073【久世】*久世通熙令写
- 同(二五九―二六五)一冊、江戸中期写、I 073【鷹司】
- 同(二五九―二七七)一冊、延宝六年写、K 3 12、B 3 4、I 647【壬生】*小槻季連写。
- 同(柳・三三)九冊、江戸中期写、H 1 2 3 4 5 6 I 713 I 928 073 K 1 12、B 1 7【柳原】*柳原紀光外題
- 同(葉・一三七四)一冊、江戸前期写、B 6【葉室】*印記「葉室庫」高藤正統三十世葉室頼孝「頼孝」
- 国立歴史民俗博物館(H一六〇〇―八九九)一軸、室町後期写、I 642、773【広橋】*登録書名「菅宰相秀長卿記抄」、廣橋家旧蔵記録文書典籍類の内、町広光筆か
- 国立公文書館内閣文庫(一四六―一三〇)一一冊、江戸後期写、B 1 2 6 5 4 7、K 1 2 3 4 5 6 7 12 8 9 10 11【内1】*旧内務省本
- 同(一四六―一三一)三冊、江戸前期写、K 1 12、B 1 7【内2】*坊城俊広筆
- 同(一四六―一三三)一三冊、江戸前期写、K 1 12、B 1 7【内3】*紅葉山文庫本
- 同(一四六―一三三)三冊、江戸前期写、K 1 7、B 3【内4】*林家本
- 同(一四六―一三四)一二冊、江戸後期写、K 1、3 12、B 1 7【内5】*旧内務省本
- 同(一四六―四四三)一冊、江戸中期写、I【内6】*林家本
- 同(一四六―四四五)一冊、延享二年写、I 928 928【内7】*紅葉山文庫本
- 同(二〇五―四八)三冊、江戸中期写、B 1 7【内8】*和学講談所本
- 同(二六二―一〇五)一軸、江戸前期写、I 095、105【内9】*禅御記と合
- 同(二六五―二八四)一三冊、江戸前期写、K 1 12、B 1 7【内10】*旧教部省本
- 国立国会図書館(わ二一〇・四―四八)一三冊、江戸中期写、K 1 12、B 1 7【国1】*【内3】の写
- 同(二二三―二四七)一冊、江戸後期写、I 928【国2】*登録書名「相国寺堂供養記」

- 島原松平文庫(二〇三—二〇)一冊、江戸中期写、B4【島1】
- 筑波大学附属図書館(ム二一—一九七)七冊、江戸前期写、I 647、713、928、K1 8、12、3、7、H5【筑1】*印記「浪華蔵」、難波宗建旧蔵本
- 同(ム二一—四六四)九冊、江戸中期写、K1、12、B2、3、1、6、5、4、7【筑2】*正徳三年良照加點
- 東京大学史料編纂所(二〇七一・〇八一—七四—三)三冊、明治三十五年写、B1、7【史1】*登録書名「諷誦願文集」、【尊2】の謄写本
- 東京大学史料編纂所(二三七—三二二)一冊、明治写、I 647・713・T【史2】*徳川昭武蔵本謄写
- 同(三〇七—三三九)一冊、明治写、H1、2【史3】*【菊1】の謄写本
- 同(四一—四二〇)一冊、江戸中期写、B5【史4】*登録書名「迎陽文集後集」
- 同(四一七—三—一九)三冊、明治二年写、H1、2、3、4、5、I 073【史5】*平瀬龜之助蔵本和学講談所令写、印記「和学講談所」
- 同(四三七—三—二〇)一冊、江戸初期写、I 073【史6】*印記「山科蔵書」「藤原師言」、公豊公記至徳四年正月・実直公記至徳四年正月と合。
- 同(徳大寺家本・一・三〇)一冊、嘉永七年写、K3、12【史7】*印記「徳大寺文庫」、宝永七年野宮定功本奥書、徳大寺公純令写
- 静嘉堂文庫本 8冊 江戸写 *文集共一三卷 K1、12、B1、7
- 同 7冊 江戸写 *久寿—応永改元定記 K1、12
- 東山御文庫(勅封一六五—四)一三冊、江戸前期写、K1、12、B2、5、4、6、1、3、7【東山】*後西院宸筆外題
- 蓬左文庫(一〇八—二八)一三冊、江戸初期写、K1、12、B1、7
- 前田育徳会尊経閣文庫(七一—七)一三冊、江戸前期写、K1、12、B1、2、3、5、4、6、7【尊1】*印記「雅豊」、飛鳥井家本
- 前田育徳会尊経閣文庫(二七—六)三冊、貞享二年写、B1、7【尊2】*登録書名「諷誦願文集」
- 大和文華館鈴鹿文庫(一一—一六二六、七)二冊、安政三年鈴鹿連胤写、H1、2、I 075・105【鈴鹿】
- 立命館大学図書館西園寺文庫(〇五—二七)一冊、江戸中期写、I 713【西園】*登録書名「御讓位記」

このうち、お茶の水図書館蔵本は、東坊城家旧蔵本であり、いずれも「迎陽記」

として登録され、二十九冊が黒漆箱に一括して収められる。現在、これを七点に分けて八桁の整理番号が付されているが、写本としては書写年代も法量も区々であり、取り合わせは必ずしも適当とは言えない場合がある。また【成2】が中御門資熙写本であることから察せられるように、必ずしも東坊城家伝来ではないようで、江戸前期以後、この記が流布した後に入手した写本群であると思われる。他にも【柳原】のように、成り立ちの異なる写本をいくつか取り合わせている場合が多い。またI 647、I 713、I 073などは、単行で流布し、群書類などにも収録されているので、このほかにも伝本は多く存在すると思われる。

一方、H5は、中山定親の日記薩戒記の一部として伝えられてきた(2)。薩戒記のいくつかの伝本には、永享十年十二月記のうちに、H5が錯簡を生じたまま竄入していることが報告されている。H5を持つ迎陽記写本もかなりあるが、それは本来の形ではなく、おそらくは江戸中期以後、薩戒記から分離した後に流布した本文であるように思われる。

なお、Tは享徳元年八月十七日・寛正二年九月十五日・応永二十六年十二月二十五・二十七年九月十六日・同年十二月二十四日の泰山府君都状五通ほかを収める。いずれも東坊城長遠・益長父子の草と思われるが、迎陽記ではない。宮内庁書陵部蔵室町末期写一冊(土・九九)・京都大学附属図書館蔵本(平松一〇—ター—)も同内容である(3)。

四 本文について

秀長の原本は伝わらず、古写本も稀で、殆どが近世の新写本である。諸本の形成は、日次記・別記・年号勘文・改元記・文集と、成立や性格を異にし、伝来もさまざまな資料が、取り合わされたり独立したりする動きの中でとらえられるようである。記事をその性格と伝来別に、四つのブロックとして整理した。

- (一)日次記：H1、6 中山定親の手を経て伝来
- (二)改元記・年号勘文：K1、12 五条為適・為庸により書写されて伝来
- (三)文集：B1、7 五条為適によって編纂
- (四)別記・逸文：I 641、105 その他さまざまな人によって抄写

これらはすべて「迎陽記」と呼ばれているが、(二)と(三)とを合併したものがいわゆる迎陽文集である。また(一)(四)との組み合わせからなる写本も多いが、本来は別系統に伝来した写本が取り合わされたものである。

まず、(一)の日記は、康暦元・二・応永五・六・八の五年であるが、四季を完存する年はない。秀長が若い頃から具注暦記を付けていたことは、たとえば「今夜被賞春盡、有和漢御会、祇候、其儀又注暦記」(改元記・延文六年二月二十九日条)と見えており、日記は暦記の内容を伝えるものである。H5は錯簡があるものの約四ヶ月間全日の記事がある。しかしその他の日記はすべて記事が適宜省略されており、後人の抄出にかかることが明らかである。

それは室町期の公家中山定親(一四〇一〜一四五九)の手になると考えられる。H12を持つ「菊1」は室町時代前期の古写本であり、紙背文書を検すると、時房・義賢・忠意・隆秀・公頼らの「中山殿」宛ての書状であり、かつその年代は永享九〜十年である。迎陽記の本文も、筆蹟によつて定親その人の書写にかかると判明する。書写もその頃と見られる。またH346は、古写本こそないが、いずれも定親の父満親・祖父親雅のみが「満」「親」と闕字表記となつており、かつH6に「永享十二年九月廿三日終書了」という本奥書があることから、やはり定親筆本に発すると断ぜられる。

以上のことから、H5が定親の日記の一部として伝来した事情も明らかにならう。恐らくH5は、秀長原本が定親の手許にあり(4)、それがそのまま薩戒記の永享十年(一四三八)十二月に混入し、書写されたのであろう。

このように、日記が全て中山定親の手を経ていることが明らかになれば、よるべきテキストを選択するにも当然そのことを考慮する必要がある。

H12については「菊1」が全ての伝本の祖本であり、これを底本とすべきことは自明である。またH346を持つ伝本には、「菊2」「平2」「藤波」「柳原」などがあり、本文も同系であるが、この中では「藤波」が優れているようである。

一方、H5は、薩戒記の伝本ではどれも甚だしい錯簡がある上、親本に破損があったようで、字句の欠損が頗る多い。迎陽記の写本では、H5の記事は正しく排列されているが、薩戒記から取り出された後に訂正された如くである。「柳原」は紀光が徹底的に本文を校訂している。

翻刻のためには、薩戒記所収の本文の錯簡を正して翻刻し、さらに近い系統の本で字句を校訂していくのが理想的であろうが、実際の本文は傷だらけで、数文字毎に訂正しなくては繙読に堪えない有様である。しかも、薩戒記自体が転々書写を繰り返しており、その過程でも本文が歪んでおり、欠損が生じた状態に復元することさえ不可能である。紀光の校訂は、ごく稀に行き過ぎがあるといつても、極めて妥当なものであり、殆ど全ての場合、これと同じ結果となる。このため、H5の底本については、紀光本を採用した。

(二)改元記は、康安から応永まで十度の年号改元についての別記である。秀長は日記の方にも「今日改元定也、委細見別記」(康暦元年三月二十二日条)と記している。生前から改元別記を独立させていたと思われる。博士家にとつて、年号を勘申し改元定に参仕することはきわめて重要な職務であつたし、とりわけ菅家においては年号勘申についての知識は家学と同義であつた。当然、先例を調査集積して便覧とすることが求められ、院政期から鎌倉期までの勘文を集めたK1と2は、秀長が集成したのであろう。

改元記には、五条為適(一五九七〜一六五二)が寛永七年(一六三〇)に秀長自筆本をもつて書写した旨の奥書を持つものがある。「筑1」はK7の末に「此迎陽記秀長卿以自筆之卷令模寫加一校畢、寛永七曆仲夏上旬、翰林学士菅原朝臣御判」と、「柳原」ではK9の末に殆ど同文で「寛永七曆季夏上旬」となっている奥書がある。「内3」ではK1・2・7・9・11・12に寛文八年(一六六八)七月から八月にかけて、為適男為庸(一六一九〜一六七七)が、やはり秀長自筆本を書写した旨の奥書がある。時の東坊城家の当主長維(一五九四〜一六五九)は為適の実兄であつたために、為適・為庸にとり秀長本の披見は容易であつたと推察される(永徳改元の記はもとから存さなかつたのであろう)。このため諸本間に大きな字句の異同は殆どないが、「内3」が相対的に優れているようである。

このほか、為適の奥書を持たない本も全て同じ内容であるが、同一写本でありながら各改元によつて本文の良質のものと同質のものがあり、どれが良質の写本であるかは一概に決めがたい。僅かながら字句の異同もある。たとえば「壬生」は「内3」とほぼ同じ頃の書写であるが、ままたこれを校訂し得るものであり、至徳度に限れば「内3」よりも優れている。為適・為庸とは別のルートで江戸期に伝えられた改元記が取り込まれた可能性も考えられよう。

実際、改元記は、室町中期には写本が作られて流布していたようである。蜂須賀家藏迎陽記摘要は、三条西実隆自筆とされる(5)。その書写奥書は、

秀長卿記也、借翰林和長以件正記書写了、
文明十九年七月上旬 拾遺黄門郎(花押)

となつていたといひ、実隆が秀長玄孫である東坊城和長から正記を借りて写したことが分かる。これは文明十九年(一四八七)七月二十日の改元定参仕のためと見られ、書名が本来のものかどうかは不明であるが、迎陽記摘要は改元記であつたと見て誤らないであらう。そして実隆公記長享三年(一四八九)五月二十五日条に、

抑改元事、輕服人参仕等相憚哉之由当座有沙汰、翌日引勘處、儀同三司奥書

延文六年(一)三月廿九日改元為康安之時參伏、于時中納言、去年延文五年、十二月十八日喪母、今年三月十四日復任、口服中也、近例如此、々外繁多歟、嘉慶(二)口九日改元為康成之時、勘者三人、前権大納言資康卿・日野中納言資教卿・資國(三)輕服(三)被仰除服勘進、永徳度勘解由小路大納言輕服被仰除服勘進之例也云々、委細見秀長御記、為後鑿聊記之、

とあるのは、康安・康成改元の例を参照したものである。右のこと、現存本のK1にはないものの、K8にはよく照応しており、実隆が少なくともK8の改元記を持つていたことが確かめられる(6)。

(三)は秀長の執筆した文章を集めたものである。長く東坊城家に秘蔵されていたと見られ、やはり五条為適が、改元記に先立って秀長自筆本を書写する以前は流布した形跡がない。B2の末に「此迎陽記秀長卿以自筆之卷令書写、雖然魯魚焉馬之誤尤且千也以推量之管見改之訖 寛永七年季春下旬 翰林学士菅為適」とあり、以下同様の奥書がB1(寛永七曆孟夏下旬)、B3(寛永七年暮春下旬)、B4(寛永七年仲夏月上旬)、B5(寛永七年仲夏中旬)、B6(寛永七年仲夏下旬)、B7(寛永七年仲夏月上旬)と各巻に存する。続いて為庸もK1とB1とB7を書写し、まとめて一三冊とした。これがいわゆる迎陽文集である。

この五条家の迎陽記は時人に注目されるところとなり、江戸幕府の儒官林鶯峯(怒・春齋)が、本朝通鑑執筆にあたり、五条家から迎陽記を借覽された旨若年寄永井尚庸に申し入れている。すなわち国史館日録寛文六年(一六六六)五月九日条に「又五条家有向陽記、彼祖秀長日記也、是当義満之時、此二書出則有便於編輯、」とある。そして寛文九年五月から七月にかけて、出雲寺書肆林和泉掾こと出雲路時元が持参した「菅氏秘本」の迎陽記十三冊を書写させている。「朝白水来、乃命写迎陽記之事、是菅氏秘本也、先是官求之、不出之、而今為書買依高價而借之、衰哉、呵々」とある。為庸がこの間寛文八年に十三冊本を書写しており、出雲寺がこれを江戸に持参し、鶯峯はこれを転写せしめたのである。【内3】はこの時のものと考えられる。なお、為庸筆本は徳川光圀が銀五十枚で購入したという(7)。

以上のような経過を辿って世に知られるようになった迎陽文集であるが、現存諸本はどの巻も脱落が多く、かつ錯簡もある。内題などはなく、十三冊本では八冊目に当たるB2の目録題に「迎陽文集(諷誦)」と題するので、一応秀長の命名とも思われるがはつきりしない。もとは浩瀚なものであったと思われる。秀長自筆本なるものが既に断爛であって、為適・為庸が相当に無理な編修をして巻を分かつたと思われる。のち水戸で編まれた本朝文集にも全文が収録され、内容はよく知られて

いるが、錯簡や脱落はそのままである(8)。

水戸本ではB4とB5の順が逆になっていたようで、本朝文集もこれを踏襲する。つまり1235467である。このほか【筑2】は2316547、【東山】は2546137、【尊1】は1235467といった如くに、主要な写本でも巻順が区々である。前半の巻々ではその先後を確定する材料が少なかったためであろう。

現存本の内容から推察するに、迎陽文集は、願文・諷誦文の別のほか、ある巻では追善される対象、あるいは依頼者の身分階層によつてまとめたいらしい。かつ各巻内の排列はほぼ編年順であった。B1(十三冊本で第七巻)は貞治三年二月の加賀入道なる人物の五句から、嘉慶二年八月の兼豊入道十三回まで、のべ八名の人物の願文を収める。諷誦文も載せるが、必ず願文の附属となっている。被追善者は四位から五位クラス、あるいは地下である。B5も同様に主として願文を収める巻で、康暦元年から明徳二年に及ぶが、こちらは全て公家である。一方、B2は永和元年正月の後光厳院一回から永徳二年六月の冬信公三十三回まで、のべ二十六名の諷誦文を収めており、被追善者は公家武家区々である。またB4のように柳原忠光の五句から十三回までの願文・諷誦文だけで一巻を占める場合もあり、B6・7は全て義満の仏事のための文章である。このように、文集の構成排列を考えることも興味深いのであるが、遺憾ながら現存本から秀長の意図を窺うことは難しい。なおB2とB6には目録があるが、B6の方は目録と本文とが一致せず、かなり大きな脱落があると推定される。

(四)は別記が個別に伝来したもの、および他書に引用される逸文である。秀長の日記が同時代人から尊重され、しばしば書写を求められたことは本人も記すところであるので、こうした別記が単行で流布することも頷ける。このうちI647の光厳院崩御記、I713の後光厳院讓位記、I073の北山院入内記は単行でも流布しており、写本も比較的多い。

その他は比較的伝本稀である。たとえばI642とI773を収める「広橋」は、ともに内裏詩会記事の抄出であり、この頃の広橋本の常として町広光筆と思われるが、他にこの記事を持つ写本は知られない。I785は静嘉堂文庫蔵広橋日記雑抄に「一、依天下病事御折被奉授正一位於五条天神事」という項目で抜書されるもので、無題の記であるが、内容から迎陽記と断じてよい。なお、この書には他にも貞治三・永和三・四年の某記の抄出があり、これらも時期的に迎陽記である可能性がある。I953も柳原家本蹴鞠部類記にのみ存する。

またI801、095、105は御儀法講部類記に収録されるものである。康暦二年のI801は、

「向葉室亭、示素懷驚、又御懺法事不審之間、持向康曆度記見之、被悦喜」(応永六年四月二十五日条)とあり、本人生存中から他人に示している。【史5】「鈴鹿」のように、部類記から独立して日次記や改元記と取り合わされることもあるが、伝来は全く別である。

五 おわりに

迎陽記のうち、とりわけ充実した内容を持つ日次記H12は、大日本史料の未刊の期間に位置している。そればかりか永和二年六月から明德三年十月の間は、改元記ともども活字では全く読めないもので、これらを公刊することが急務であろう。ついで応永五年から八年の日次記、H3456も、一部が大日本史料第七篇に収録されているが、全文ではなく事項毎に割裂されており、かつ使用した底本もはっきりしておらず、繙読に堪えない。

記事はさまざまなルートで伝来し、かつ内容も区々であるので、本稿で立てた方針のもとに、日次記・改元記・別記について、それぞれ最善の写本を選択し翻刻すべきであろう。本報告書では日次記の全文を翻刻することとした。

注

(1) 秀長についての専論は管見に入らず、清原良賢や義堂周信の業績を取り上げた和島芳男氏『日本宋学史の研究』(増補版 吉川弘文館 昭63)などに閲説されるに過ぎない。拙著『二条良基研究』(笠間書院 平17) 参照。

(2) 榎原雅治氏『薩戒記』の諸本について「(公武関係からみた室町時代政治史に関する基礎的研究)平成7-9年度科学研究費補助金基盤研究A2成果報告書[課題番号〇七四〇一〇〇九]平10・2)によれば、応永八年春記を持つ写本として二本が挙げられている。

(3) 平松本のこと伊藤慎吾氏「室町後期紀伝儒の祭文故実について」(國語國文75-8 平18・8)に触れられる。

(4) 定親は義教・義政期の武家伝奏として活躍した廷臣である。定親が室町殿の佳例と仰がれた義満の治世に詳しい迎陽記を尊重し、記事を精読していたことが、康富記文安元年(一四四四)四月四日条からも確認できる。

次参清史文章、入見参、令語給云、昨日向細川九郎第、為説書被招之間、初被行向之也、論語序之端始之、(中略)外史令語給云、昨日詣尹大納言亭、語此事之次、尹丞相被語云、故昔相公秀長卿記者大略見及了、彼記二秀長卿卜

佐々木六角為知音、仍相公モ常被向佐々木亭、佐々木自元細々参相公亭、為文学之約云々、武辺罷向教之間事先蹤是多之者也、

定親がどこから迎陽記を披見したかも考察すべき点である。常識的には東坊城家から借覧したと考えるべきであろうが、康富記康正元年九月九日条に「永和四八廿七、鹿苑院殿任大将御時、昔宰相秀長卿被記之、件記自元在御所云々」とあり、この頃、迎陽記の一部が室町殿に蔵されていたことが分かる。定親が目にしたとすればこちらの方も知れない。

(5) 大日本史料第八編・文明十九年雜載に引用される。この史料については末柄豊氏の御教示を受けた。

(6) 隔英記慶安元年(一六四八)十一月十六日条に、鳳林承章が秀長の末裔である東坊城長維に招かれて聯句に加わった際に、実隆の詩懷紙を見せられた記事がある。それは迎陽記を褒め称える四言詩であった。

午時、於東坊城重相公、而被招予、有振舞、勝定翁令同道也、大徳寺之宗朔首座亦被来、朔首座弟子三藏主亦被来、予初逢三藏主也、重相公被製章句、予拙对、聯句十六句有之也、其間狂句亦十句有之也、予乘燭、而令帰山也、今日掛物者道遥院之大字也、菅家先祖秀長卿之記録、号迎陽記之由、其事被書之大字也、宏哉才智、奇也文章、管窺展卷、披霧迎陽、如此之四言之詩也、有印也、やはり和長の代に、実隆が迎陽記を披見して揮毫したものである。

(7) 藤實久美子氏『近世書籍文化論』(吉川弘文館 平18) 第一部第二章「本朝通鑑」編修と史料蒐集―対朝廷・公家・武家の場合」参照。

(8) 具体的な校訂は他日を期さなくてはならないが、気づいた本文の不審を列挙しておく。

B2の「佐々木崇永十三回^巻」は目録に見えるが、本文は脱している。

B4の七番目、忠光百日の諷誦文の中に、九番目の同人一回諷誦の大半と十番目の同人七回の諷誦の一部とが繰入している。【内3】では、錯簡の指摘がある。

B4-二番目の諷誦文は「同人十三回 後室修之」という標題が脱している。

B5の一番目、冬氏公室一回諷誦文は、途中の「天神而追」以後、別人の追善の文章が繰入している。これは持明院保有一回の諷誦と推定される。

B5「武州刺史」から始まる二番目の文章は「為遠五句」願文で標題と前半が脱落している。

B5の同じく柳原資明三十三回、外孫土御門定具諷誦文にも錯簡がある。